

所得税・町道民税

申告相談のお知らせ

確定申告は

3月17日(月)まで！

申告相談窓口を、下記日程表のとおり設けますので、該当地区の会場で申告してください。

2月10日(月)から2月28日(金)までは、財政課税務グループにお越しになられても申告相談はできません。また、該当地区以外の会場で申告を希望される方は、事前に財政課税務グループまでご連絡ください。

申告相談日程表

	日 程		地 区	時 間	会 場
2月	10	月	神明・膳棚・湯ノ岱	9時30分～11時30分	湯ノ岱地区集会所
	12	水	宮越・早瀬		宮越地区農業担い手センター
	13	木	小森	9時30分～11時00分	小森生活改善センター
	13	木	豊田	13時00分～14時30分	豊田生活改善センター
	14	金	桂岡	9時30分～11時00分	桂岡生活改善センター
	17	月	中須田 1区・2区	9時30分～14時00分	ゆいっこハウス
	18	火	中須田 3区・4区		
	19	水	原歌	9時00分～10時00分	原歌生活改善センター
	19	水	大崎	10時30分～11時30分	大崎生活改善センター
	20	木	木ノ子	9時30分～11時30分	木ノ子児童館
	20	木	小安在	13時00分～15時00分	
	21	金	扇石	9時30分～11時00分	扇石地区多目的集会施設
	21	金	汐吹	13時00分～15時00分	汐吹生活館
	25	火	石崎	9時30分～11時30分	石崎地区集会施設
	26	水	小砂子	9時30分～11時00分	小砂子へき地保健福祉館
	27	木	スマホ申告日	9時30分～14時00分	役場1階 会議室
	28	金			
	3	月	新村・向浜		
4	火	北村・内郷			
5	水	上ノ国			
6	木	中央区・中崎			
7	金	大留			
10	月				

◎2月27日(木)、28日(金)の2日間は、スマホ申告希望者を対象とした「**スマホ申告日**」です。
当日はスマホ申告以外の申告相談は受け付けませんので、ご注意ください。

次に該当する方は、申告をする必要がありません！

- 収入が公的年金のみで、その収入金額が400万円以下の方
- 収入が公的年金（収入金額が400万円以下であること）と、公的年金以外の所得が20万円以下の方

※ご不明点などがあれば、財政課税務グループまでお問い合わせください。

次の条件に該当する方は、町道民税の申告が必要です！

- 国民健康保険加入者
軽減措置対象世帯（低所得世帯）の方
※世帯員に未申告の方がいると、軽減措置が適用されません。
- 所得証明書が必要な方
収入がない方、扶養家族となっている方で、所得証明書が必要な方

スマホ申告の詳細や必要な持ち物については、右の二次元コードから**広報1月号**をご確認ください。

